

# 市民税・府民税申告書の書き方

東大阪市荒本北一丁目1番1号に居住の  
東大阪 太郎さん  
(昭和28・10・27生)の記入例

◎記入する金額は、前年の1月1日から12月31日までの1年間の金額です。

住	1月1日現在の市内住所・氏名 <b>荒本北一丁目1番1号</b>	個人番号 <b>1,2,3,4,5,6,7,8,***1</b>	フリガナ <b>ヒガシオオサカ タロウ</b>
所	1月1日以降、変更がある場合ご記入ください。	電話番号 <b>06 - 4309 - 3000</b>	氏名 <b>東大阪 太郎</b>
		職業 <b>会社員</b>	生年月日 明 大 ◎ 平 令 <b>28 年 10 月 27 日</b>

  

収入・所得の種類	収入金額(円)	必要経費(円)
① 所得金額 給 与 公的年金等(障害年金・遺族年金は記入不要)	200,000 1,500,000	

  

所得から差し引かれる金額	金額(円)
② 所得控除 医療費控除 セルフメディケーション 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除	200,000 120,000 60,000

  

給与(パート・アルバイト等も含む)・賃金・賞与等の収入がある方
日雇い等で源泉徴収票がない方については申告書裏面(⑥)源泉徴収票のない方)もご記入ください

  

公的年金(厚生年金・国民年金・企業年金など)の収入がある方
遺族年金・障害年金は非課税所得ですので申告書裏面(①)前年中、所得がなかった方などの記入欄)に記入してください

  

生命保険料控除を受ける方
保険会社等の証明書を提出してください

## ≪申告受付会場及び日程≫

**本庁**  
3階【35番窓口】市民税課

2月16日(金)～3月15日(金)  
(土・日・祝は除く)  
9:00～17:30

2月24日(土) 9:00～12:00  
2月25日(日) 9:00～16:00

各リージョンセンター

<b>楠根</b> リージョンセンター (4階多目的ホール) 3月8日(金)	<b>中鴻池</b> リージョンセンター (1階多目的ホール) 2月28日(水)	<b>日下</b> リージョンセンター (2階多目的ホール) 2月21日(水)
<b>布施駅前</b> リージョンセンター (5階多目的ホール) 2月6日(火) 2月22日(木) 3月11日(月)	<b>若江岩田駅前</b> リージョンセンター (5階多目的ホール) 2月19日(月) 3月6日(水)	<b>四条</b> リージョンセンター (2階多目的ホール) 2月8日(木) 2月27日(火) 3月13日(水)
※ <b>近江堂</b> リージョンセンター (1階多目的ホール) 2月13日(火) 3月5日(火)	<b>受付時間 9:00～16:00</b>	

・各リージョンセンターでは、所定日以外に申告相談及び受付等はできませんのでご注意ください。また、会場によっては駐車場が狭かったり、利用できない場合がありますので、車でのご来場はご遠慮ください。※近江堂リージョンセンターでは2月1日～2月29日まで駐車場補修工事のため、駐車場の利用ができませんのでご注意ください。(工事期間は前後する場合があります)  
・申告会場は9:00～11:00は大変混雑し、長時間お待ちする場合があります。

## ≪令和6年度個人住民税(市民税・府民税)の税制改正≫

令和6年度の個人住民税から適用される主な改正点は次のとおりです。

- ・森林環境税の創設
- ・上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の見直し
- ・国外居住親族に係る扶養控除の見直し

※詳細につきましては、右の二次元コードを読み取るか東大阪市ウェブサイトの「税金」→「個人住民税」→「税制改正」→「令和6年度個人住民税(市民税・府民税)の税制改正」からご確認ください。(令和5年12月号の市政だよりにも掲載しております)



市民税・府民税申告書に関するお問合せ・ご提出先  
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市 税務部 市民税課 06-4309-3135(直通)

## 事業税に関する事項欄の書き方

- イ 事業税は、事業の種類により税率等が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(イ)及び(ロ)に該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記載してください。
- (イ)複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業より生ずる所得がある場合  
1、畜産業(農業に付随して行うものを除きます。)から生ずる所得 2、水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます。)から生ずる所得 3、新炭製造業から生ずる所得 4、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した者その他両眼の視力0.06以下の者が行うものを除きます。)から生ずる所得 5、装師業から生ずる所得
- (ロ)次に掲げる所得(非課税所得)がある場合  
6、林業から生ずる所得 7、鉱物掘採事業から生ずる所得 8、社会保険診療報酬に係る所得 9、外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得) 10、地方税法第72条の2に定める個人が行う事業に該当しないものから生ずる所得
- ロ 損益通算の特例適用前の不動産所得  
事業税では、不動産所得の赤字の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の部分についても、損益通算の対象となります。これに該当する金額がある場合には「損益通算の特例適用前の不動産所得」欄にその金額を記載してください。
- ハ 事業用資産の譲渡損失など  
事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産(土地、構築物、建物、無形固定資産を除きます。)をその事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失は、損失の生じた年(青色申告書を提出することが認められている場合に限り)の翌年以後連続して申告を行う場合に限り、事業税でも翌年以後3年間に繰り越して控除することができます。また、事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失が含まれているときは、損失の生じた年の後の年分につき連続して申告を行う場合に限り、その損失等の額は、事業税でも翌年以後3年間に繰り越して控除することができます。なお、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害により事業用資産に生じた損失については、上記控除期間がそれぞれ5年間となります。これらに該当する損失がある場合には、「事業用資産の譲渡損失など」欄にその損失の金額を記載してください。
- ニ 前年中の開(廃)業  
令和5年中に開業又は廃業した場合には、「前年中の開(廃)業」欄の開始・廃止の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。
- ホ 他都道府県の事務所等の有無  
事業税では、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)が所在する都道府県により課税され、また、複数の都道府県に事務所等がある場合には、所得金額をその事務所等の従業員数であん分して課税されます。他都道府県に事務所等がある場合には、「他都道府県の事務所等」欄の□に✓を付してください。※事業税に関する詳細については、中河内府税事務所(06-6789-1221)にお問合せください。

# 令和6年度市民税・府民税申告の説明書

市民税・府民税の申告につきまして、ご協力をいただきありがとうございます。下図を参考に申告する必要がある方については、同封の申告書を**3月15日(金)**までに、提出してください。来庁者の集中緩和等を図るため、**郵送での申告にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。**郵送の場合同封している封筒(切手不要)をご利用ください。

≪まず始めに、市民税・府民税の申告をする必要があるかご確認ください≫

## スタート

今年の1月1日現在、東大阪市に居住していましたか?

いいえ

今年の1月1日以前に東大阪市から転出した方、今年の1月2日以降に東大阪市へ転入した方については、今年の1月1日現在居住していた市区町村へ申告が必要が確認してください。

はい

前年の1月1日から12月31日までに収入がありましたか?  
(遺族年金や障害年金などの非課税所得のみの方については「いいえ」に進んでください)

いいえ

市民税・府民税の申告は不要です。

※市民税・府民税証明書を発行するための資料となります。市内で同居している親族の税法上の扶養に入っていない方で、証明書を発行する必要がある方については申告してください。※給付金などの受給、各種保険料の軽減や限度額判定のために所得状況の申告が必要な場合があります。・申告される方については別紙市民税・府民税申告書の記入例をご覧ください。

はい

税務署に確定申告しますか?

本ページ下部記載の「確定申告が必要な方」参照

いいえ

はい

市民税・府民税の申告は不要です。

(税務署に提出した確定申告書の情報は市役所に提供されるため市民税・府民税の申告は不要です。)

収入は給与又は、公的年金のみでしたか?

はい

いいえ

給与又は年金の源泉徴収票に記載されている**内容の訂正や控除の追加**がある場合は同封の「市民税・府民税申告書」で、申告する必要があります。

・年金収入のみで申告される方については別紙市民税・府民税申告書の記入例をご覧ください。

同封の「市民税・府民税申告書」で、申告する必要があります。

※会社は、地方税法第317条の6の規定より、給与の支払額が30万円以下である退職者等を除き、給与の支払を受けたすべての従業員について給与支払報告書を市区町村へ提出することが定められています。給与収入額が30万円以下の退職者は申告が必要な場合があります。

<p>≪確定申告が必要な方≫</p> <p>1. 給与所得者 ア. 給与収入が2,000万円を超える方 イ. 給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方 ウ. 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方 エ. 勤務先で年末調整をしていない方 オ. 前年中に勤務先を変更した方で前職分を会社に報告していない方</p>	<p>※確定申告についてのお問合せは国税相談専用ダイヤルへ 電話:0570-00-5901</p> <p>2. 年金所得者 ア. 公的年金等の収入が400万円を超える方 イ. 公的年金以外の所得が20万円を超える方</p> <p>3. 事業所得や不動産所得など上記所得以外の所得者 各所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方</p>
--	--

## 個人市民税・府民税申告書の作成・税額の試算ができます

東大阪市区役所ウェブサイトにて個人市民税・府民税申告書の作成・税額の試算が簡単にできます。



左の二次元コードを読み取るか、東大阪市区役所ウェブサイトの「税金」→「個人住民税」→「住民税額シミュレーションシステム」からご利用いただけます。

